

## 第31回さいたま市自治基本条例検討委員会

### 次 第

平成23年8月2日（火）午後6時45分～  
浦和コミュニティセンター第13集会室

- 1 開 会
  
- 2 議題  
（1）各チームからの報告事項について  
  
（2）自治基本条例について
  
- 3 その他
  
- 4 閉会

#### 【配付資料】

次第

資料1 最終報告（たたき台）

※第3章（市民と市がともに進めるまちづくり）第13条～第17条

## 最終報告（たたき台）※第3章（市民と市がともに進めるまちづくり）第13条～第17条

資料1

中間報告	最終報告（案）
<p><b>② 情報共有等</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民、議会、市長等は、市民自治を進めるに当たり、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとする。</li> <li>議会及び市長等は、この情報共有のための仕組みの充実に努めるものとする。</li> </ul>	<p><b>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</b></p> <p><b>第1節 情報共有の推進</b></p> <p>（情報共有）</p> <p>第13条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとします。</p> <p>2 市は、前項に規定する情報共有のための仕組みの充実に努めなければなりません。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>（情報共有）</p> <p>ア 市民が市政に関心を持ち、市民自治に参加して活発な市民活動を推進していくためには、市民と議会・市長等、市民同士が生活や市民活動、まちづくりに関する情報を共有することが不可欠です。</p> <p>イ そのためには、情報を共有するための場や機会等の仕組みの充実が望まれ、特に、市民同士の情報共有を推進していくためには、お互いに情報交換できる「場」が必要と考えます。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第13条は、まちづくりに必要な情報の共有について定めています。</p> <p><b>【第1項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民がまちづくりに関心を持ち、市民自治の確立に向けて活発な活動を行っていくとともに、市が市民のための市政を推進していくためには、市民、議会及び市長その他の執行機関が、市政や市民生活における課題、各々の様々な取組など、まちづくりに関する情報を共有することが必要です。</li> </ul> <p><b>【第2項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会及び市長その他の執行機関には、情報共有を推進するための場や機会の充実が求められます。特に、市民同士の情報共有を推進していくためには、お互いに情報交換できる「場」が必要と考えます。</li> </ul>
中間報告	最終報告（案）
<p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（情報公開の総合的な推進）</p> <p>議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、説明責任を全うするため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に努めるものとする。</p> <p>（1）情報提供 議会及び市長等は、市政に関する正確な情報を、市民に分かりやすく、かつ、市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に提供しよう努めるものとする。</p> <p>（2）情報開示 議会及び市長等は、その保有する情報について市民から開示請求があったときは、さいたま市情報公開条例などの法令等に基づき、適正に対応しなければならない。</p>	<p>（情報公開の総合的な推進）</p> <p>第14条 市は、市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たすため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に取り組まなければなりません。</p> <p>2 市は、市政に関する情報を、正確に分かりやすく、迅速かつ積極的に、市民に提供しよう努めなければなりません。</p> <p>3 市は、その保有する情報に関する開示請求に対し、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）その他の法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>（情報公開の総合的な推進）</p> <p>市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と議会・市長等が情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展を目指すため、議会及び市長等には、情報公開を総合的に推進していくことが求められます。</p> <p>（情報提供）</p> <p>ア 「情報提供」とは、議会や市長等が、その保有する情報を情報開示請求によらず、自主的に外部に提供することを言います。第1項議会や市長等は、市政に関する正確な情報を、市民に分かりやすく、かつ、市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な提供に努めていくことが必要です。</p> <p>イ 特に、自分の住んでいる地域のことのみならず、今、市がどのような状況に置かれており、問題点をどのように解決しようとしているのか、という情報の共有が重要であり、市の意思決定の過程を「見える化」し、会議の公開</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第14条では、前条に定める情報共有を具体的に推進するために、議会及び市長その他の執行機関が行う情報提供や情報開示による情報公開について定めています。</p> <p><b>【第1項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「情報提供」とは、議会や市長その他の執行機関が、その保有する情報を情報開示請求によらず、自主的に外部に提供することをいいます。また、「情報開示」とは、情報開示請求により、議会及び市長その他の執行機関が情報を開示することをいいます。</li> <li>議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、市政に関する説明責任を全うするため、情報提供の充実及び適正な情報開示による情報公開の総合的な推進に取り組まなければなりません。</li> </ul> <p><b>【第2項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会及び市長その他の執行機関には、情報開示請求を待つのではなく、市政に関する情報を正確に分かりやすく、</li> </ul>

<p>など様々な方法を活用して、政策形成過程における早い段階からの情報の提供が求められます。</p> <p>(情報開示)</p> <p>公正で透明な開かれた市政の発展を目指すため、議会及び市長等は、市民からの情報開示請求があったときには、さいたま市情報公開条例などの法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。</p>	<p>迅速かつ積極的に市民に提供していくことが求められます。特に、市の政策形成の過程を透明化し、会議の公開など様々な方法を活用して、政策形成過程の早期からの情報提供に取り組まなければなりません。そうすることにより、市民は、自分の住んでいる地域のことのみならず、市全体における現状、課題及びその解決方法等に関心を持ち、考えることができます。</p> <p>○ 議会及び市長その他の執行機関は、不祥事や危機（第25条参照）に関する情報を隠ぺいしてはなりません。</p> <p><b>[第3項]</b></p> <p>○ 公正で透明な開かれた市政の発展を目指すため、議会、市長その他の執行機関は、情報開示請求があったときには、さいたま市情報公開条例その他の法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。</p>
中間報告	最終報告（案）
<p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（個人情報の保護）</p> <p>議会及び市長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、さいたま市個人情報保護条例などの法令等に基づき、適正に行わなければならない。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第15条 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）その他の法令等に基づき、適正に行わなければならない。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>(個人情報保護)</p> <p>ア 議会及び市長等は、市民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、管理、利用、提供などその取扱いについては、さいたま市個人情報保護条例などの法令等に基づき、適正に行わなければなりません。</p> <p>イ 一方で、災害時の対応など公益上特に必要がある場合における、個人情報の外部への提供については、個人情報保護条例等の範囲内で、積極的な取組が望まれます。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第15条は、個人情報の保護について定めています。</p> <p>○ 議会、市長その他の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、管理、利用、提供などその取扱いについては、さいたま市個人情報保護条例その他の法令等に基づき、適正に行わなければなりません。</p> <p>○ 一方で、災害時の対応など公益上特に必要がある場合における、個人情報の外部への提供については、個人情報保護条例等の範囲内で、積極的な取組が望まれます。</p>

中間報告	最終報告（案）
<p><b>③ 市政への市民参加</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●（市政への市民参加の促進） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会及び市長等は、市民の意見を反映した市政の実現のため、政策等の立案、実施及び評価の過程など市政への市民参加の促進に努め、市民参加により検討等を行った結果や市政への反映状況などを適宜公表するものとする。</li> <li>・ 議会及び市長等は、多様な市民が市政に参加できるように、市民参加の制度や機会の充実に努めるとともに、市民参加に関する手続の簡素化に努めるものとする。</li> </ul> </li> <li>●（審議会等への市民参加） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長等は、市の重要な政策等の検討を行う審議会等において、公募等の方法により多様な市民を委員に選任するなど、積極的に市民参加の取組を進めるものとする。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>第3章 市民と市がともに進めるまちづくり</b></p> <p><b>第2節 市民参加及び協働の推進</b></p> <p>（市民参加の推進）</p> <p>第16条 市は、市民の意見を市政に反映するため、市民参加の促進推進に取り組まなければなりません。</p> <p>2 市民の誰もが容易に市政に参加できるようにするため、市は、政策の検討を行う審議会等の委員の公募、政策に関する意見募集その他の制度及び機会の充実に努めなければなりません。</p> <p>3 市は、市民参加による政策の形成、実施、評価等を行った結果及び市政への反映状況を適宜公表するものとします。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>（市政への市民参加の促進）</p> <p>ア 「市民参加」とは、市政やまちづくりに市民が主体的に関わることを言い、市政への参加に関しては、意見を言うこと、審議会等の委員となること、市長等とともに活動を行うことなどが該当します。なお、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。</p> <p>イ 市では、これまでも、審議会等（市長の諮問に応じて審議、審査等を行うため、または市民、有識者等の意見を聴き、市政に反映させることを主な目的として設置する協議会、懇談会、懇話会、研究会等をいう。）やパブリックコメント、オープン議会などに多くの市民が参加しています。しかし、少子高齢化、財政危機、環境問題等、将来にも影響を与える問題が累積している中、今後は、地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上及び市の健全な発展につなげていくためには、市民自治の確立が不可欠であり、より多くの市民が政策形成過程など市政に参加できるようにすることが求められます。</p> <p>ウ そのために、議会や市長等には、市民参加の制度や機会の充実に努めていくことが求められます。市民の多くが参加の仕組みを知らないため、市民の力が発揮されておらず、参加の制度等を市民に分かりやすく構築し、発信していくことが大切です。</p> <p>エ そして、市民参加により政策等の検討を行った結果について、また、それがどのように市政に反映され、活用されているのか、若しくはどのような理由で市政に反映できなかったのかなどを適宜公表し、それを受けて、市民、議会、市長等、皆で考えることが市民参加の継続性の向上、ひいては市民自治の確立につながるものと考えます。</p> <p>オ さらに、市民が市政に参加しやすいような工夫が重要です。自由に気軽に参加できるような工夫に努めることが、市民参加の継続性につながります。</p> <p>（審議会等への市民参加）</p> <p>市の重要な政策等の検討を行う審議会等については、多様な市民の参加を促進するため、会議の開催日時や会場等の配慮や、委員の公募などを行うことが必要です。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第16条では、市民参加の推進に関して、目的及び市が行うべきことについて定めています。</p> <p>○ 「市民参加」とは、市民が主体的に政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わることをいい（第2条第8号）、例えば、市役所の窓口において、また、アンケートやパブリック・コメント、住民説明会等の機会を通じて、意見を述べ、提案することのほか、審議会等の委員となること、市の事業において職員と一緒に活動することなどが該当します。</p> <p>○ ただし、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。</p> <p><b>【第1項】</b></p> <p>○ 市では、これまでも、審議会等（市長の諮問に応じて審議、審査等を行うため、または市民、有識者等の意見を聴き、市政に反映させることを主な目的として設置する協議会、懇談会、懇話会、研究会等をいいます。）やパブリック・コメント、オープン議会などを実施しており、多くの市民が参加しています。</p> <p>○ しかし、少子高齢化、財政危機、環境問題等、将来にも影響を与える課題が累積している中、これらの課題を解決し、豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくっていくためには、今後は、これまで以上に多くの市民が市政に参加できるようにしていくことが求められます。</p> <p><b>【第2項】</b></p> <p>○ より多くの市民が市政に参加できるようにするために、議会や市長その他の執行機関には、市民参加の制度や機会について、新たな制度等の検討も含め、充実に努めていくことが求められます。</p> <p>○ 市の重要な政策等の検討を行う審議会等については、多様な市民の参加を推進するため、会議の開催日時や会場等の配慮や、委員の公募などを積極的に行うことが必要です。</p> <p>○ さらに、市民が市政に参加しやすいような工夫が重要です。市民に分かりやすく参加の制度等を発信し、自由に気軽に参加できるような工夫に努めることが、市民参加の活性化につながります。</p> <p><b>【第3項】</b></p> <p>○ 議会及び市長その他の執行機関は、市民参加により政策の形成、実施、及び評価等を行った結果について、また、それがどのように市政に反映され、活用されているのか、若しくはどのような理由で市政に反映できなかったのかなどを、適宜公表しなければなりません。それを受けて、参加した市民は次の機会でも参加することを考え、それが継続的な参加、ひいては市民自治の確立につながるものと考えます。</p>

中間報告	最終報告（案）
<p><b>④ 協働</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（協働の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民と議会・市長等は、地域又は社会における共通の目的の実現並びに地域や市の課題の発見及び効果的な解決を図るため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）目的及び目標を共有すること。</li> <li>（２）互いの立場や特性を尊重し、対等な立場で協力すること。</li> <li>（３）それぞれの責任と役割を明確にすること。</li> <li>（４）公平性、公正性及び透明性を確保すること。</li> </ul> </li> <li>市民と議会・市長等は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び地域や市の課題の解決に必要と認められるときは、協働の実現に努めるものとする。</li> <li>議会及び市長等は、市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供、市民の自発的な活動の支援、協働の場の設定その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。</li> </ul>	<p>（協働の推進）</p> <p>第１７条 市民及び市は、豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるため、次に掲げる原則に基づき、協働の推進に努めるものとしします。</p> <p>（１）目的及び目標を共有すること。</p> <p>（２）互いの立場又は特性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。</p> <p>（３）それぞれの責任及び役割役割及び責任を明確にすること。</p> <p>（４）公平性、公正性及び透明性を確保すること。</p> <p>２ 市民及び市は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、必要と認めるときは、協働の実現に努めるものとしします。</p> <p>３ 市民は、豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるために、協働に関する理解を深め、自らできることを考え、できる範囲で協働による事業に協力するよう努めるものとしします。</p> <p>４ 市は、市民との協働を推進するため、協働に関する理解を深める機会の提供、市民の主体的かつ公益的な活動の支援、協働に関する協議の場の設定等を行うものとしします。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>ア 「協働」とは、市民、議会、市長等が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことを言います。また、協働することで、新たな課題が見つかることがあります、その視点も大切と考えます。</p> <p>イ 効果的な市政運営のためには、市民と議会、または市民と市長等の積極的な協働が必要であり、互いの特性を發揮しながら連携して課題解決に当たる方が大きな効果を期待できる場合には、協働の推進が求められます。</p> <p>ウ 市民と議会の協働については、想像しにくいかもしれませんが、例えば、議会の委員会がある事項について調査研究を行う場合に、これに詳しい市民活動団体と協力して行うこと等が考えられます。</p> <p>エ 市民と議会、市民と市長等の協働は、身近な地域の課題の発見と解決を通して、市民自治を強化すると考えます。</p> <p>オ 協働の推進に当たっては、協働の当事者が、対等の立場に立って、相互理解と信頼関係を深め、共通の課題の解決に取り組む必要があります。市民の自主性と自立性が損なわれてはなりません。</p> <p>カ 市民、議会、市長等は、市民から、または議会や市長等による協働の提案があった場合で、それが地域や市の課題の解決などに必要と認められるときには、協働の実現に努めなければなりません。また、議会及び市長等には、市民からの協働提案に対して検討結果を回答するなど誠実な対応が求められます。</p> <p>キ 議会及び市長等は、協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとしします。協働の推進を図るために、例えば次のような措置が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協働に関する理解を深める機会の提供</li> <li>市民から提起される地域課題の解決を図るための協働プロジェクトチーム（市民、議員、職員などから選出）の設置</li> <li>市民の自発的な活動の支援</li> <li>民間組織相互の協働（民民協働）に必要な情報の収集・提供、相談・研修等の機会の確保</li> <li>住民、市民活動団体、事業者、大学等が交流し、連携する機会の提供</li> <li>協働の基準と手続の明確化及び協働の仕組みの開発</li> </ul> <p>ク 市民と議会・市長等には、協働の実践によって市民自治における各自のあり方を見直し、改善していくことが求められます。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第１７条では、協働の推進に関して、その基本原則、どのようなときに協働するのか、市民及び市が行うべきことについて定めています。</p> <p>○ 「協働」とは、市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいい（第２条第９号）、その意義は、得意分野を生かし合い、または弱点を補い合い、その相乗効果によって、より良い効果を生み出すことにあると考えます。</p> <p>○ また、協働することで、新たな課題が見つかることがあります、その視点も大切と考えます。</p> <p>○ 市民、議会及び市長その他の執行機関は、協働の実践によって協働のあり方を考えていくことが必要です。</p> <p><b>【第１項】</b></p> <p>○ 協働の基本原則を定めています。</p> <p><b>（第１号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協働に当たっては、目的及び目標の共有が前提となります。</li> </ul> <p><b>（第２号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協働に当たっては、その当事者同士の相互理解と信頼関係が大切です。そのため、お互いの立場や特性を尊重し、対等の立場で協力し合うことが求められます。</li> <li>「対等な立場」とは、各々の自立性を認め合い、一方的に命令等されることなく、合意に基づき、役割分担や責任を明確にして取り組む関係をいいます。特に、市民の自主性と自立性が損なわれてはなりません。</li> </ul> <p><b>（第３号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協働に当たっては、その当事者同士が対等な立場であることの前提として、各々の役割分担や責任を明確にして、取り組む必要があります。</li> </ul> <p><b>（第４号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協働に当たっては、機会の公平性を担保し、地域または社会全体の利益という観点から公正に行われなければならない、また、当事者双方がともに説明責任を果たしていくことが必要です。</li> </ul>

**【第2項】**

- 市民、議会、市長その他の執行機関は、市民から議会若しくは市長その他の執行機関に対し、又は議会若しくは市長その他の執行機関から市民に対して協働の提案があった場合で、それが共通の目的の実現及び共通の課題の解決のために効果的であるなど、必要と認めるときは、協働の実現に努めるものとします。なお、議会及び市長その他の執行機関には、市民からの協働提案に対する検討結果の回答など誠実な対応が求められます。
- 協働の中でも、議会との連携・協力による事業については想像しにくいかもしれませんが、例えば、議会の委員会が特定分野に詳しい個人や団体とともに調査研究を行うことなどが考えられます。

**【第3項】**

- 市民は、豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるために、協働に関する理解を深めていくことが大切です。協働による事業に主体的に取り組むことができなくても、その事業への関わり方を考え、可能な範囲で協力することが望まれます。

**【第4項】**

- 議会及び市長その他の執行機関は、多くの市民が協働に取り組むことができるよう、協働に関する理解を深める機会の提供や市民の主体的かつ公益的な活動の支援を行うとともに、協働の提案または協働による事業の推進について協議する場を設けることなどを通じて、市民との協働の推進を図ることが必要です。
- なお、「協議の場」については、市民が自由に集い、まちづくりに関する情報交換等を行う開かれた場とするとも検討が必要と考えます。
- その他、協働を推進するために、例えば次のような取組も必要と考えます。
  - \* 地域課題の解決を図るための協働プロジェクトチーム（市民、議員、職員などから選出）の設置
  - \* 民間組織相互の協働（民民協働）に必要な情報の収集・提供、相談・研修等の機会の確保
  - \* 市民（例えば個人、公益的活動団体、事業者、大学等）が交流し、連携する機会の提供
  - \* 協働に関する基準と手続の明確化など協働の仕組みづくり